

第3次 銚田市男女共同参画計画

あなたと私のチャレンジプラン

～ 男女共同参画社会への^{みちしるべ}道標 ～



平成 30 年 3 月
銚 田 市



1 策定の趣旨と背景

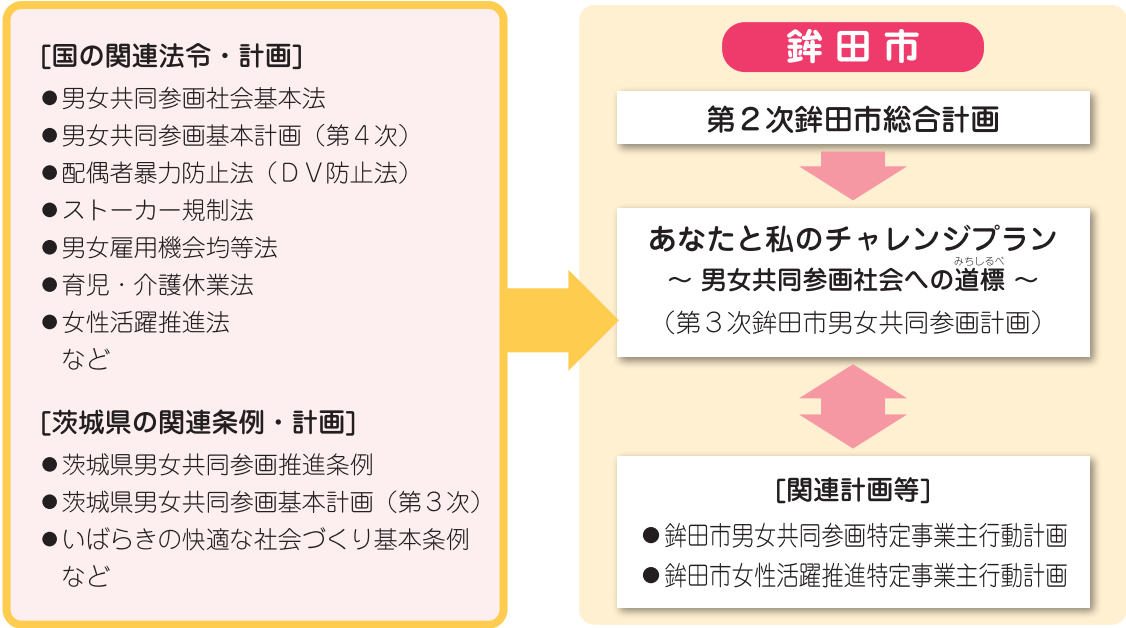
鉾田市においては、平成19年3月に「鉾田市男女共同参画計画」を、平成25年3月に「鉾田市男女共同参画計画（改定版）」（現計画）を策定し、「一人ひとりの「らしさ」が輝き男女（ひと）が響き合うまち ほこた」を基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

本計画は、現計画が平成29年度をもって終了することから、これまでの取り組み状況の検証や社会情勢の変化、市民意識調査の結果等を踏まえ、本市における課題を明らかにすることで、より一層の男女共同参画社会の実現を目指し、「第3次鉾田市男女共同参画計画」として策定するものです。



2 計画の性格と位置付け

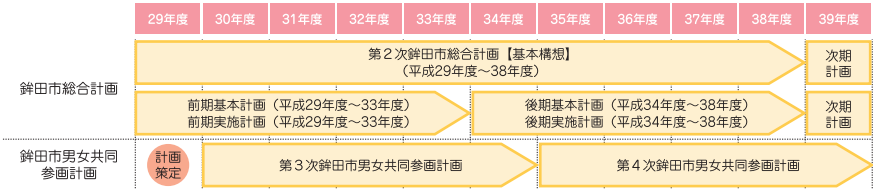
- （1）本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- （2）本計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を勘案した計画です。
- （3）本計画は、「第2次鉾田市総合計画」の部門別計画の一つであり、関連する市の部門別計画と整合性を図り策定します。
- （4）本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度～34年度までの5年間とします。

また、法律の改正等男女共同参画をとりまく情勢が大きく変化した場合は、随時見直すものとします。



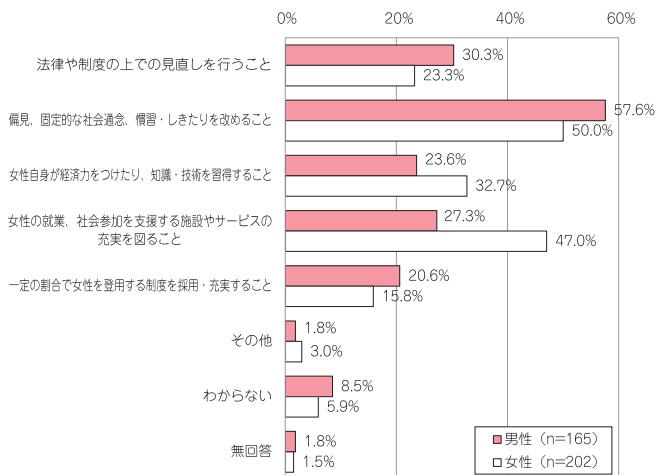
※元号については、策定当時のものを記載しています。



4 鉾田市の現状

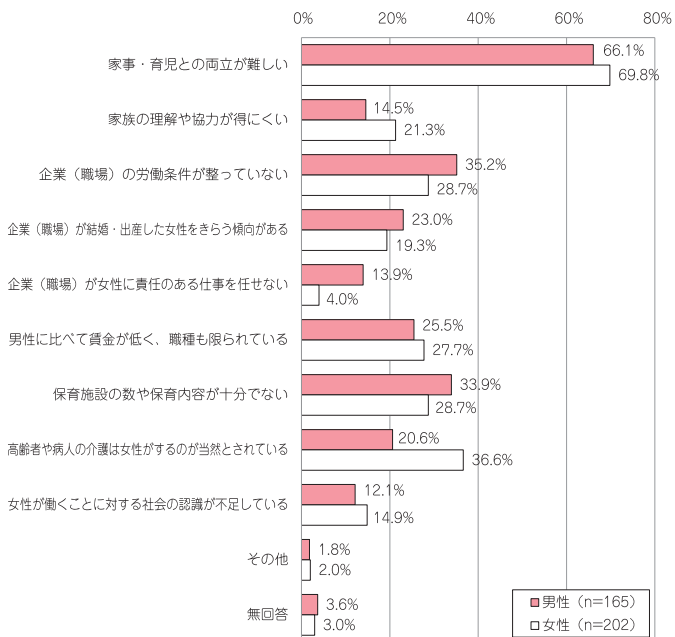
①男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要と思うことについて

男女とも「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」という回答が多くなっていますが、男性の第2位が「法律や制度の上での見直しを行うこと」に対し、女性は「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。



②女性が仕事を続けていく上で、障害となっていることについて

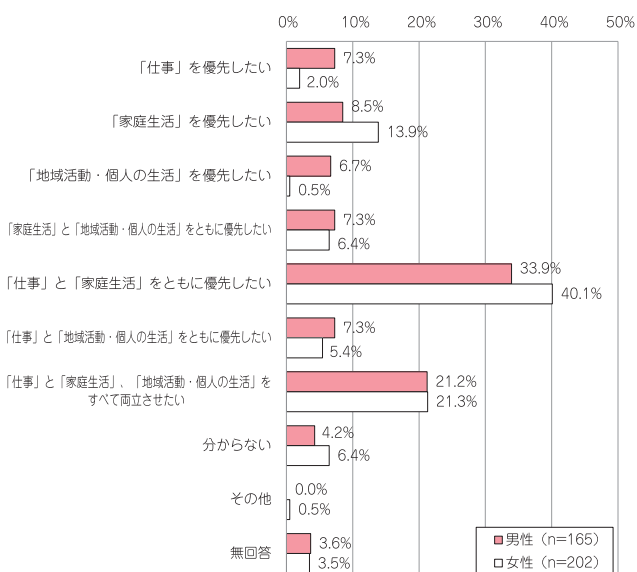
多くの項目で男女とも同様の傾向ですが、「高齢者や病人の介護は女性がするのが当然とされている」という回答は男性よりも女性の方が16ポイント多くなっていることから、家庭生活、特に高齢者の介護等について男性の積極的な参加が求められます。



③仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活の理想と現実について

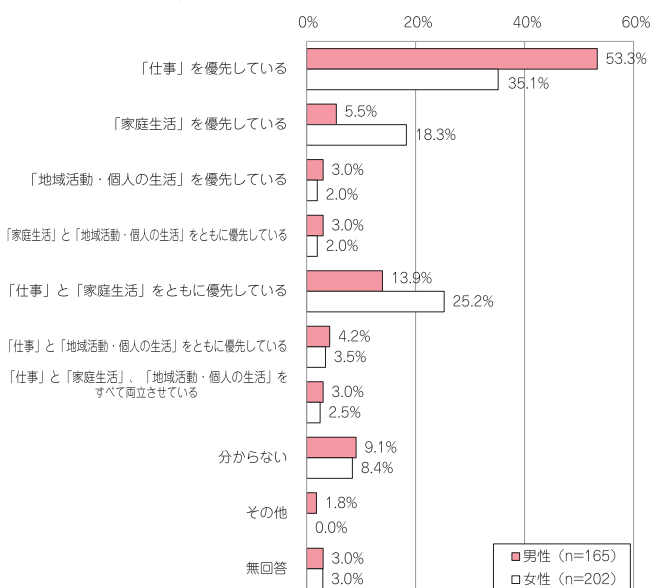
【理想】

理想としては、男女ともに「仕事」と「家庭生活」とともに優先したい」という回答が最も多く、続いて「仕事」と「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」をすべて両立させたい」となっています。



【現実】

現実では、男女ともに「仕事」を優先している」という回答が最も多くなっています。続いて「仕事」と「家庭生活」とともに優先している」となっていますが、女性は「家庭生活」を優先している」という回答も多くなくなっています。



5 基本理念

男女共同参画社会を推進していくにあたっては、性別の垣根をこえて、それぞれが「自分自身のこと」として参画し、男（ひと）と女（ひと）の想い、男女（ひと）と資源などを世代や分野をこえて紡ぎあわせていくことが必要となります。

このため、本市での現状と課題を踏まえるとともに、持続可能な男女共同参画の施策を推進するために目指すべき姿を表した本計画の基本理念を以下に定め、その基本理念を市民、事業者、行政などが共有しながら、その実現に向けた取り組みを推進します。



6 基本目標

①「男女（ひと）」と「意識」をつむぐ

女性も男性も性別にとらわれることなく個性や能力を十分発揮できる社会を形成するため、その環境やしくみを整えていくことが求められています。その大前提に位置するものが「意識づくり」です。市民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識することが重要となります。

男女共同参画の推進に向けて、家庭・学校・地域社会などにおいて教育、啓発活動の推進等を幅広く進めます。

また、DVをはじめとする、男女間のあらゆる暴力については、犯罪となる行為をも含んでいるという事を広く周知し、暴力の防止と被害者の保護に努めます。

②「男女（ひと）」と「社会」をつむぐ

人々が生活する基盤となる「社会」において、男女共同参画を推進していくことは、市民の男女共同参画意識を醸成していくにあたり、とても重要なことです。

近年は、女性の社会進出の拡大・就労形態の多様化、核家族化等により社会環境の変化が見られるなか、更なる女性活躍の推進に向けた取り組みなどが求められています。育児等を理由に離職しなくても良い環境をつくり出すとともに、女性が働くことに対し理解のある社会を構築することが必要となります。

また、意識の醸成のみならず、男女がともに政策や方針を決定する場面に参画し、男女のニーズの違いなどを反映させていくことも必要となり、さらには防災の分野など、あらゆる分野において男女がともに地域活動に参加しやすい環境、条件整備を推進します。

③「男女（ひと）」と「働き方」をつむぐ

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化してきましたが、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現していくためには、仕事と家庭・地域活動等の両立が欠かせません。

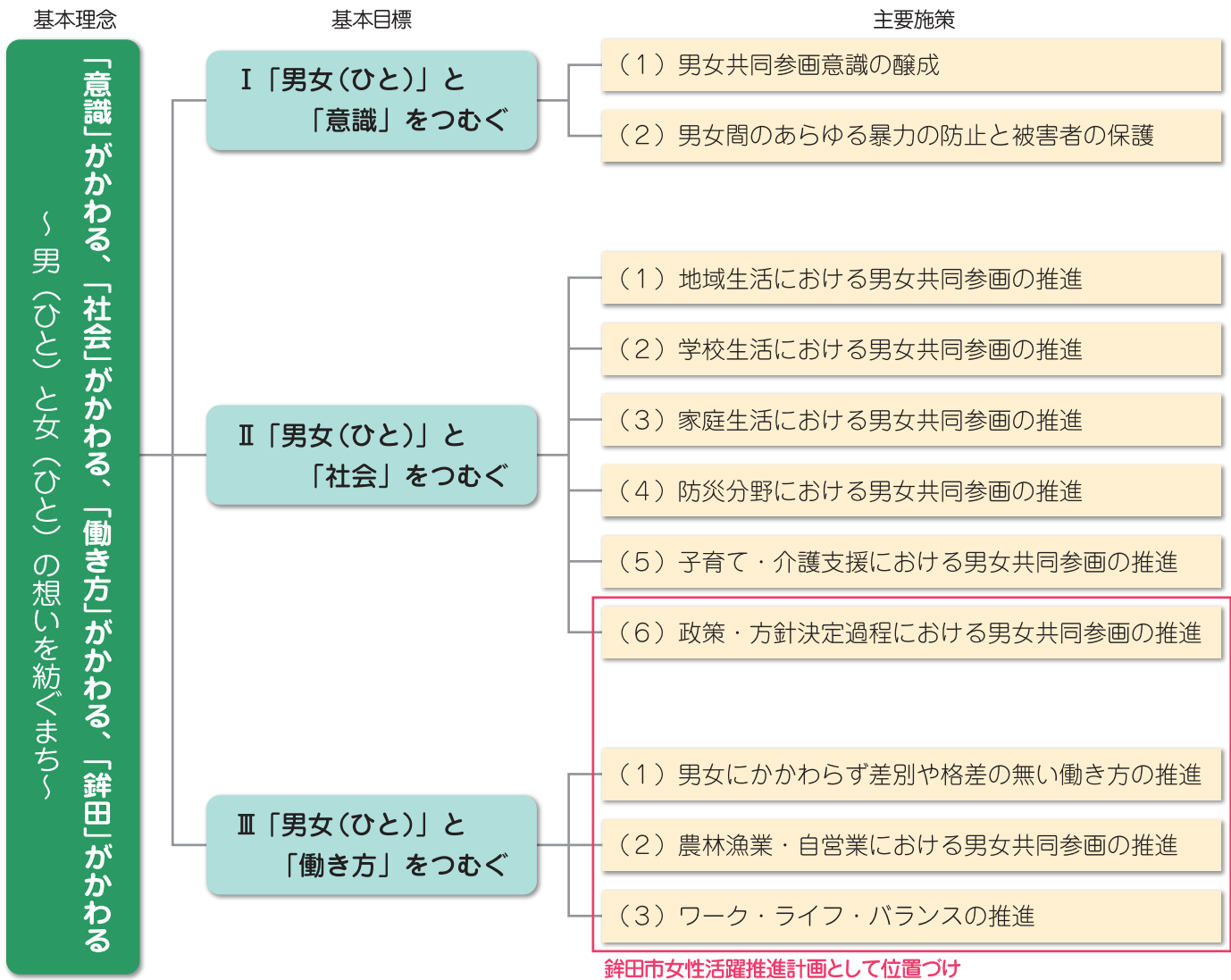
そのためには、女性の更なる活躍推進を目指し、女性自身がエンパワーメントする必要があるだけでなく、男性の理解や、家庭等への参画意識の醸成を行っていく必要があり、男性が地域・家庭生活を充実させ、女性が仕事で能力を発揮できるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性について啓発を行います。

また、農業や自営業では、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取り組みを推進します。



7 計画の体系

本計画の体系を以下に示します。



※上記体系のうち、II－（6）「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」及び、III「男女（ひと）」と「働き方」をつむぐを「銚田市女性活躍推進計画」として位置づけます。



8 施策の展開

I. 「男女（ひと）」と「意識」をつむぐ

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H29年度)	目標値 (H34年度)	データソース
「社会全体」男女の地位は平等になっていると思っている人の割合。	15.2%	30.0%	市民アンケート
配偶者（元配偶者も含む）や親密な関係にあるパートナー、恋人から暴力を受けたが、電話や窓口で相談していない人の割合。	57.3%	30.0%	市民アンケート

（１）男女共同参画意識の醸成

市の広報紙やホームページ、SNSをはじめ、回覧板、各種イベント等など、あらゆる媒体・機会において、全ての市民に向けて「伝える」ことのできる周知を行い、意識醸成を図ります。

また、男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度・慣行や固定的性別役割分担意識があることやその内容などについて、さまざまな機会をとらえて啓発することが必要であることから、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するための情報提供を行います。

（２）男女間のあらゆる暴力の防止と被害者の保護

広報紙、ホームページ、SNSをはじめ、様々な媒体等をととして暴力に対する意識啓発を行うとともに、被害に遭ってしまった場合に、女性だけでなく、男性も含め全ての人が気軽に相談できる体制の整備や、専門的知識を有する相談員の設置に努めます。

また、若者世代に対しては、お互いに相手を尊重する関係を築く教育を通じた予防のための取り組みを推進します。

Ⅱ. 「男女(ひと)」と「社会」をつむぐ

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H29年度)	目標値 (H34年度)	データソース
「家庭生活」において男女の地位は平等になっていると思っている人の割合。	26.1%	35.0%	市民アンケート
「育児」について主に妻が担当している家庭の割合。	14.7%	10.0%	市民アンケート
市が主催する各所審議会等における女性委員の割合。	25.8%	40.0%	各課資料

（１）地域生活における男女共同参画の推進

少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支えるうえでも、地域コミュニティなどの果たす役割が重要であるため、地域活動を行う女性リーダー等の育成を行います。

また、自治会活動等の地域活動は、男性が中心となっている現状があることから、女性が参加しやすい雰囲気や時間帯の設定を行い、女性の地域活動への参加を促進します。

（２）学校生活における男女共同参画の推進

学校生活の場において、引き続き男女共同参画に関する意識の醸成を図るとともに、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

また、家庭教育学級における男性の参加促進や親も一緒になって学ぶ機会をつくり、家庭も含めて男女共同参画の意識向上に努めます。さらに、現在高校生を対象に実施している男女共同参画に関する講演会を、中学生などへの拡大を検討し、より一層の男女共同参画教育を推進します。

（３）家庭生活における男女共同参画の推進

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取り組みだけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広められるよう、啓発を推進します。

また、男性を対象にした料理など家事を学ぶ機会を創出することで、家庭生活における男性の参加促進を促します。

（４）防災分野における男女共同参画の推進

地域防災計画を策定する際や避難所運営委員会等を検討する際の女性の参加を推進し、女性の意見が届きやすい環境づくりを行います。

また、消防団女性部員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため消防団女性部の充実を図ります。

なお、国においても、災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれており、災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

（５）子育て・介護支援における男女共同参画の推進

総合的な子育て支援の必要性が増しているため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支えていくため、地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「銚田市子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。また、妊娠中・出産・子育て後も安心して働けるよう、職場での理解促進を図るとともに、育児・介護休業取得の促進、子育て・介護のしやすい環境の充実を図るなど、男性の育児・介護への参加を促進します。

介護の問題については、社会的解決を図るため介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきましたが、介護が必要になっても安心して生活できるよう、「銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」による介護サービス等の充実を図ります。

（６）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市職員においても女性幹部が少なく、職種や所属によって男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取り組みを行います。また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

会議等については、開始時間・終了時間を明記するなど、女性が参加しやすい開催に努めます。

Ⅲ.「男女(ひと)」と「働き方」をつむぐ

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H29年度)	目標値 (H34年度)	データソース
「職場」において男女の地位は平等になっていると思っている人の割合。	20.9%	35.0%	市民アンケート
個人の生活において「仕事」と「家庭生活」をともに優先している人の割合。	20.1%	30.0%	市民アンケート

（１）男女にかかわらず差別や格差の無い働き方の推進

今後は、女性が出産しても、子育て期間中でも、仕事を続けることができる環境づくりや、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援を行うとともに、男性の理解促進、参画意識を高めるための啓発を行います。

また、男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクション（積極的な取り組み）に対して、国が援助を実施することになりました。働く女性が性により差別されることなく、能力を十分発揮できるよう、雇用主等に対して各法令や国・県の取り組み等を積極的にPRするとともに、人材の適材適所への配置等の啓発を行います。

（２）農林漁業・自営業における男女共同参画の推進

農林漁業・自営業の方の中には、家族経営的な事業所もあり、それらの事業所では生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正當に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりを整えられるよう支援します。

また、家族経営協定について、農林漁業のみならず、商工業についても広げていけるよう啓発を行います。

農林漁業・自営業における男女共同参画の取り組みを支援するための情報提供を行い、農業ヘルパー等の制度や働く場におけるあらゆるハラスメントの防止、相談体制の充実に努め、働きやすい職場環境づくりの啓発推進を進めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを促進します。

また、男女がともに協力して家事・子育て・介護等に取り組むことのできる、家庭生活と職業生活、地域活動の両立を目指し、企業等へも意識改革が行えるよう、講演会等を行い、ワーク・ライフ・バランスの必要性や内容について、パンフレット等による情報の発信を行います。

9 計画の推進

（１）計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、第４章において述べた取り組みについて、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取り組みます。

また、本計画の進行管理は、担当各課により事業進捗管理を行い、「鉾田市男女共同参画推進委員会」に諮り、市民と庁内担当各課の連携と整合性のとれた施策を推進します。

（２）計画の評価方法

毎年次各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、「鉾田市男女共同参画推進委員会」等において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いてそれら进行评估し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

あなたと私のチャレンジプラン～男女共同参画社会への道標（みちしるべ）～ （第３次鉾田市男女共同参画計画）

【概要版】



発行：鉾田市 編集：総務部 企画課
〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田1444-1
電話：0291-33-2111 FAX：0291-32-4443

